

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 21 年 6 月 4 日

審査機関名 社団法人 日本能率協会

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	耐火物製造の焼成用工業炉の高効率化および C 重油・灯油から天然ガスへの燃料転換による省エネ事業
排出削減事業者名	明智セラミックス株式会社
排出削減共同実施 事業者名	中部電力株式会社 (その他関連事業者名：株式会社エル・エヌ・ジー中部)
事業実施場所	明智セラミックス株式会社 (岐阜県恵那市明智町 1614 番地)
事業の概要	既存の工業炉 (2 基) を効率の良い工業炉へ更新し、エネルギー効率を改善することで、エネルギー消費量を削減し、CO <sub>2</sub> 排出量を削減する。また、工業炉の燃料を C 重油および灯油から CO <sub>2</sub> 排出係数の低い天然ガスへ転換することで CO <sub>2</sub> 排出量が削減する。
排出削減量の計画	1,802 tCO <sub>2</sub> /年 (事業実施期間合計 7,405tCO <sub>2</sub> )
国内クレジット 認証期間	開始日 2009 年 1 月 12 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 003 工業炉の更新

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している

### 3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2009年5月26日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：明智セラミックス株式会社 (住所：岐阜県恵那市明智町1614番地)</p>
追加性を有すること	<p>1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO<sub>2</sub>排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問により確認している。</p> <p>2) 経済的見地から判断して、本事業が最も魅力的な投資案とはなりえないこと、本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧により確認している。本事業の投資回収年数計算について、入手した根拠データ及び、関連証憑と突合することにより正確性を確認した結果、投資回収年数は9.0年であることを確認している。また、同業他社では同様な工業炉を長く使用しているが、当該事業者は国内クレジット制度を活用して工業炉を更新することにより、エネルギー削減に繋がるとの判断をした。</p> <p>3) 昨年末からの経済状況により、事業者の売上高が少なくなっているが、当事業における排出削減予測量は約1800tCO<sub>2</sub>/年と非常に多く、国内クレジット売却益により、投資回収年数の短縮化を図れることが、本事業の実施を決定する要因となったと判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>排出削減事業者とのインタビューにて、所属している団体は耐火物技術協会であるとの回答を得られた。このことは、耐火物技術協会のHPでも確認している。また、協会への電話確認により自主行動計画に参加していないことも確認している。よって、削減実施事業者は自主行動計画に参加していない事業者である。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>本排出削減事業は、承認排出削減方法論003に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の其々の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>方法論番号003 工業炉の更新 適用条件1については、2基の工業炉の視察、設備の効率計算書及び関連資料より確認している。よって、既存の工業炉よりも高効率</p>

	<p>の工業炉に更新する条件を満たす。</p> <p>適用条件 2 については、更新前の設備が更新後の設備に切り替わる前日まで稼動していたことを関連資料等により確認している。また、排出削減事業者の同業他社においては事業者より長期間同様の設備を使用していることを確認している。よって、既存の工業炉を継続して利用できる条件を満たす。</p> <p>適用条件 3 については、既存の設備及び配管等の視察において、トンネルキルンでは C 重油を、シャトルキルンでは灯油を使用していたことを確認している。また、事業実施後の設備においても視察及び「LNG 設備系統図」より、天然ガスを使用していることを確認している。以上より、トンネルキルンは C 重油から天然ガスへ、シャトルキルンでは灯油から天然ガスへの燃料転換であり、更新前後において単一の燃料を用いる工業炉であるという条件を満たす。</p> <p>適用条件 4 については、トンネルキルンは 24 時間炉内の温度を一定に保つ必要があるため稼動時間を、またシャトルキルンは製品を生産する都度、熱処理を施すバッチ炉であるため生産量をそれぞれ活動量に採用している。これらの活動量は関連資料等により確認できる。よって、事業実施前後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量が計測できるという条件を満たす。</p>
--	--

#### 4. 特記事項

特になし

以上